

四日市市告示第 8 4 号

四日市市定期報告取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市定期報告取扱要綱の一部を改正する要綱

四日市市定期報告取扱要綱（昭和 6 2 年四日市市告示第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 1 2 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく定期調査報告及び定期検査報告を行う場合の取扱いについては、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号。以下「省令」という。）及び四日市市建築基準法施行細則（昭和 5 3 年四日市市規則第 6 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(提出部数)</p> <p>第 2 条 省令第 5 条第 3 項の定期調査報告書及び省令第 6 条第 3 項の定期検査報告書（<u>昇降機</u>以外の建築設備及び<u>防火設備</u>）の提出部数は、<u>2</u>部とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 1 2 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく<u>特殊建築物等</u>の定期調査報告及び<u>建築設備等</u>の定期検査報告を行う場合の取扱いについては、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号。以下「省令」という。）及び四日市市建築基準法施行細則（昭和 5 3 年四日市市規則第 6 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(提出部数)</p> <p>第 2 条 省令第 5 条第 3 項の定期調査報告書及び省令第 6 条第 3 項の定期検査報告書（<u>昇降機等</u>以外の建築設備等）の提出部数は 2 部とし、<u>省令第 6 条第 3 項の定期検査報告書（建築基準法第 8 8 条第 1 項に規定する昇降機等を含む昇降機）</u>の提出部数は 1 部とする。</p>

2 省令第6条第3項の定期検査報告書  
(昇降機に限る。)及び省令第6条の  
2の2第3項の定期検査報告書の提出  
部数は、1部とする。

3 省令第5条第3項の定期調査報告概  
要書並びに省令第6条第3項及び省令  
第6条の2の2第3項の定期検査報告  
概要書の提出部数は、1部とする。

(定期検査報告書の作成)

第4条 定期検査報告書は、棟ごとに作  
成するものとする。ただし、省令第6  
条第3項の定期検査報告書(昇降機に  
限る。)及び省令第6条の2の2第3  
項の定期検査報告書については、この  
限りでない。

(共同住宅に係る報告の特例)

第5条 共同住宅(サービス付き高齢者  
向け住宅に限る。)に係る定期調査及  
び定期検査は、住戸内を除外して報告  
するものとする。

2 省令第5条第3項の定期調査報告概  
要書及び省令第6条第3項の定期検査  
報告概要書の提出部数は、1部とす  
る。

(定期検査報告書の作成)

第4条 定期検査報告書は、細則第4条  
の2第1項で定めるもののうち該当す  
る建築設備について、棟ごとに作成す  
るものとする。

(共同住宅に係る報告の特例)

第5条 共同住宅に係る定期調査及び定  
期検査は、住戸内を除外して報告する  
ものとする。

## 附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、改正後の四日市市定期報告取扱要綱  
の規定は、同日以後の定期報告について適用する。

(都市整備部建築指導課)